

NOC (ノンオペレーションチャージ) について♡

【NOC (ノンオペレーションチャージ)】とは？

万一事故・盗難・故障・汚損等を起こし、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償として下記金額をご負担頂きます。

レンタカーが事故や故障などにより、修理や清掃が必要になったときに、修繕期間中の『営業補償』として

契約者が**レンタカー会社に支払う金額**です。

* 車両の修理費用をカバーする「車両補償」とは異なります。



【NOCの一例】・（軽自動車）

- ☑ 自走して店舗に返却できる場合： **3万円**
- ☑ レンタカーが自走できない場合： **5万円**

【NOCの一例】・（普通車・積載車）

- ☑ 自走して店舗に返却できる場合： **5万円**
- ☑ レンタカーが自走できない場合： **10万円**

【自走】とは、車検ラインを合格できる状態のことです。

* 営業補償は休業日数・修理費用に関係なく自走可能・不可能での一律料金になります。

免責補償と車両補償とNOC補償の違い

☑【免責補償】¥1,500(1日)

* 事故・トラブル等で発生した、対人対物・人身傷害のお客様負担(免責額)が補償される制度です。

➡ 免責補償に申し込み が、貸渡契約条件の車種もございます。

☑【車両補償】車種により金額が違います。詳細は別紙をご覧ください。

* 事故・トラブル等で当店のレンタカーに修繕が必要になった時に補償される制度です。

➡ 車両補償に申し込み が、貸渡契約条件の車種もございます。車両補償に加入できない車種もございます。

☑【NOC補償】¥1,000(1日) ・ ¥10,000(30日)

* 修繕期間中、レンタカー会社が営業できない期間のお客様負担額

➡ NOC補償に加入が貸渡契約条件の車種もございます。



ご注意！！

- * 車内装備の損害や内装・シートの汚れ
- * 禁煙車でタバコ匂いが残っている場合
- * 禁煙車にタバコの灰が残っている場合
- * 喫煙車であってもシートの焦げ穴など
- * 故意に車に損傷を与えた場合など
- * 芳香剤等を車内で使用された場合など

上記等が発生した場合はNOC補償に加入頂いていても、補償適応できません。お客様にお支払い頂きます。

**補償加入の方もルールを守って安全にお使い下さい
故意による損害・汚れ等があれば、弁護士と相談の上で
請求させて頂くこともあります**